事業系ごみの分け方・出し方

減量化・資源化マニュアル

津山市

事業者のみなさんへ

これまでの大量生産、大量消費という社会経済システムにより、私たちの暮らしは便利で豊かになった反面、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題や限りある天然資源の枯渇を引起こしています。このような、環境に多大な負荷を与える社会スタイルから脱却し、ごみ減量・リサイクルを推進し、環境への負荷を出来る限り少なくした社会、いわゆる循環型社会を構築する必要があります。

津山市ではかつて、平成７年に最終処分場の埋立て残容量がひっ迫していたことなどから、「ごみ非常事態宣言」を発令し、家庭ごみの有料化、プラスチック容器包装の収集開始など、ごみの減量とリサイクルの取り組みを市民や事業者の皆様の理解と協働のもとで推進してまいりました。
その結果、市民一人当たりのごみ量は全国平均を大きく下回るまでになりました。
そして、平成２８年３月１０日に、津山市はもとより圏域自治体にとりまして、長年の懸案でありました津山圏域クリーンセンターが本格稼働したことから、同日をもって、２０年余りの間続いた、ごみ非常事態宣言を解除いたしました。

ごみ非常事態宣言は解除となりましたが、引き続き循環型社会の実現を推進していくことは大切なことでありますので、事業者の皆様におかれましては、より一層のご協力をお願いいたします。

このマニュアルは、事業活動に伴い発生する、ごみの発生抑制及び資源化物のリサイクル方法を中心にまとめています。事業者のみなさまには、適正な事業系一般廃棄物の処理と、より一層のごみ減量・リサイクル推進に取り組むためのガイドブックとしてご活用ください。

目　次

循環型社会の実現に向けて　・・・・・・・・ ３ページ
３Ｒの推進に向けたシステムづくり　・・・・・・・・ ４ページ
古紙の分別排出　・・・・・・・・ ５ページ
環境経営・環境マネジメントの推進　・・・・・・・・ ６ページ
ごみ減量とリサイクルの効果　・・・・・・・・ ６ページ
廃棄物の分類（事業系ごみとは…？）　・・・・・・・・ ７ページ
廃棄物・リサイクル関連法　・・・・・・・・ ８ページ
産業廃棄物とは…？　・・・・・・・・ ９ページ
事業者の責務　・・・・・・・・10ページ
野外焼却・不法投棄の禁止　・・・・・・・・10ページ
事業所から出るごみの処理方法　・・・・・・・・11ページ
事業系のごみと資源物の分け方・出し方　・・・・・・・・ 12ページ
家電リサイクル法対象品目　・・・・・・・・ 16ページ
パソコンのリサイクル　・・・・・・・・ 16ページ
津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧　・・・・・・・・ 18ページ

循環型社会の実現に向けて

～ごみを減らす３つのポイント、３Ｒの推進～

私たちは、これまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の循環利用に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」の構築を目指す必要があります。

そのためには、第１に廃棄物の発生抑制（Ｒｅｄｕｃｅ：リデュース）、第２に使用済み製品・部品の再使用（Ｒｅｕｓｅ：リユース）、第３に使用済み製品などを原材料として再生利用（Ｒｅｃｙｃｌｅ：リサイクル）する、いわゆる３Ｒを推進しなくてはいけません。

事業者の皆さまにも適切な役割分担を踏まえた積極的な取組みが求められています。

Ｒｅｄｕｃｅ：リデュース　ごみを減らそう！

☑ ごみは作らない、無駄なものは買わない、もらわない

☆両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化などでコピー用紙の使用量を抑えましょう。
☆ごみ箱を共有化するなどして簡単にごみを出さないよう工夫し、資源化が可能なものは、ごみにしないようにしましょう。
☆事務用品は、必要性を十分検討し、無駄なものは購入しないようにしましょう。
☆マイコップやマイ箸、マイバッグなどを使用しましょう。
☆飲食店では、割り箸の使用をやめ、塗り箸などを使用しましょう。
☆過剰包装はしない、させないを徹底しましょう。
☆賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底しましょう。
☆食料品の加工くず、売れ残り品などの生ごみは、水切りを十分しましょう。
☆詰替え製品を使用しましょう。

Ｒｅｕｓｅ：リユース　繰返し使おう！

☑ まだ使えるものは、ごみにしないで別の使い方を考える

☆ミスコピー紙などの裏面は内部資料やメモ用紙などに再使用しましょう。
☆封筒やファイルなどは、繰返し使用しましょう。
☆不要な事務用品などは、他の部署で再使用しましょう。
☆コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど詰替え可能なものは、メーカー回収などで再使用しましょう。
☆流通用の梱包材や容器は、繰返し使用できるものを採用しましょう。
☆リースやレンタル、リサイクル品を活用しましょう。

Ｒｅｃｙｃｌｅ：リサイクル　再び資源として利用しよう！

☑ ごみとして捨てるときは、大切な資源として生かせるよう正しく分ける

☆コピー用紙、新聞、段ボールなど再生可能な紙類は、資源化しましょう。
☆事務用品などの物品は、再生品など環境に配慮したものを選びましょう。

☆コピー用紙、印刷用紙は、再生紙を使用しましょう。
☆機密書類など、シュレッダー処理したものも資源化しましょう。
☆食べ残しや調理くず、売れ残り品などの生ごみは、堆肥や家畜用飼料などに資源化しましょう。
☆缶・びん・ペットボトルなどは分別し、資源化物として出しましょう。
☆やむを得ず使用している割り箸（木製）は、可能であれば、軽く洗い乾燥させて紙の原料などへのリサイクルをしましょう。

３Ｒの推進に向けたシステムづくり

導入準備　組織作り

☆廃棄物管理責任者を選任します。
☆各部署から担当者を選出します。
☆検討委員会などを設置します。

ステップ1　現状把握

☆ごみの種類や量を把握します。
☆資源物の処理状況を把握します。
◇資源物の処理状況は、契約している収集運搬業許可業者または資源回収業者に確認

ステップ2　計画策定

☆減量化・資源化の目標を立てます。
◇発生抑制が可能なものはないか検討
◇資源化が可能なものはないか検討
○各職場にあった減量化・資源化の方法を考える
○収集運搬業許可業者または資源回収業者に相談し、資源化の方法を考える

ステップ3　実　行

☆従業員などへの周知を図ります。
◇分別の種類や方法の周知徹底
◇各従業員の役割分担を周知徹底
○収集運搬業許可業者または資源回収業者と分別区分や分別方法、集積場所、収集回数、料金などについて相談し、ごみの減量化・資源化の協力を得ることも大切

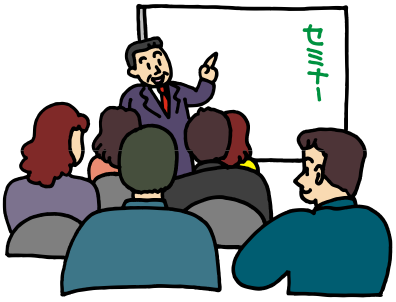

ステップ4　点検・見直し

☆ごみの種類・量を継続的に把握します。
☆ごみの減量効果・取組状況を点検し、問題点を抽出するとともに改善を行います。

古紙の分別排出

ステップ1　古紙発生量の把握

☆事業所内で発生する古紙の種類及び量を調べます。
☆その発生した古紙がどのように処理されているか、実態を把握します。

ステップ2　古紙回収業者との相談

☆どんな古紙をどんな品種区分で分別収集するか、回収業者や収集運搬業許可業者の方と具体的な相談をしましょう。
☆最初は、分別の種類を多くしすぎないようにしましょう。

◇例：４分別
●上質紙（ＯＡ用紙・コピー用紙など）　●新聞・チラシ
●雑誌・雑がみなど　●段ボール

ステップ3　古紙回収方法の検討

☆事業所でどのような回収システムを選択するか整理します。
☆回収ボックスに従業員各自が分別し、まとめた後、決められた回収日に回収業者などへ引渡すというのが一般的です。
☆手元での分別を推奨するため、簡易な分別ボックスを用意し、そのボックスに分別方法を表示します。また、段ボールなどを使ってオリジナルの分別ボックスを作るのも一案です。
☆分別するとごみは減ります。ごみ箱を減らすなど工夫しましょう。
☆メモ用紙などの雑がみも、封筒などと一緒に袋にまとめて分別します。

ステップ4　古紙回収の実施

☆古紙の種類により製紙原料としての用途が異なりますので、分別をきちんとしておくことが大切です。
☆分別の徹底が良質の再生紙を作ります。

◇製紙原料として利用できない異物は必ず取り除くことが重要です。詳しくは、回収業者などに確認してください。

機密文書は…？

機密書類もリサイクルは可能ですし、シュレッダーをかけてもリサイクル可能です。また、機密書類専門の古紙リサイクル業者も増えています。機密保持の必要性に応じたリサイクル方法を選択してください。
方法などについては、回収業者や収集運搬業許可業者に相談してください。

大量の紙ごみは出ないのですが…？

複数の会社や商店街全体として共同で回収してもらう方法もあります。回収業者や収集運搬業許可業者に相談してください。

環境経営・環境マネジメントの推進

☆ＩＳＯやエコアクション２１などの認証取得
☆エコプロダクツなど環境配慮型製品の開発
☆グリーン調達・グリーン購入
☆環境報告書の作成や環境コミュニケーション
☆３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

製造業のみなさんへ

ごみになりにくい製品づくりを

◇リサイクルしやすい製品やごみになりにくい製品の開発
◇再生原材料の使用
◇エコマーク製品、グリーンマーク商品として認定される製品の開発
◇繰返し使える容器や詰替え商品の開発
◇捨てるとき分別排出しやすいようにリサイクル識別マークなどを表示
◇リサイクルしやすい単一原料を使用した製品の開発

流通業のみなさんへ

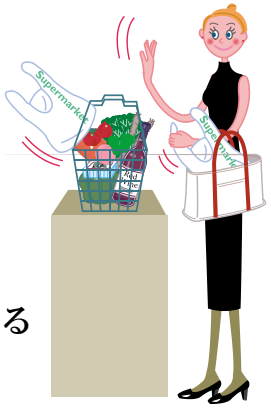

ごみを増やさない販売活動を

◇過剰な包装は控え、ごみを増やさない販売に心掛ける
◇梱包・運搬材は簡素化し、再生材を使用する
◇マイバッグ持参を奨励する
◇店頭での資源回収の実施と充実に取り組む
◇再生原料で作った商品や環境にやさしい商品の販売に努める

ごみ減量とリサイクルの効果

会社やお店のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、環境への配慮は消費者が企業や製品を選ぶうえでの大きなポイントになっています。過剰包装の自粛や買い物袋持参の奨励、再生紙の利用促進、地域のごみ減量やリサイクル活動への積極的な協力など、その成果をＰＲすることは、会社やお店のイメージアップにつながります。

コストの削減

ごみを減量化することで、ごみ処理費用を削減することができます。また、ごみとして排出しているものを資源物として売却することで、収益の拡大を図ることができます。

社員の意識改革

ごみを出さない職場づくりや製品開発を目指すことで、製品の減量化、工程や機構の合理化、職場の効率化などにつながり、社員一人ひとりの意識改革が図られます。

廃棄物の分類（事業系ごみとは…？）

廃棄物の定義については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第２条に規定されています。廃棄物とは、ごみ・粗大ごみ・燃え殻・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物または不要物（占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要になった物。）であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。また、家庭生活から生じた廃棄物を家庭系ごみといい、会社・店・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく病院・学校・官公署などの公共サービスを含め、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系ごみといいます。事業系ごみは、産業廃棄物とそれ以外の事業系一般廃棄物に大別されます。

インフォメーション

事業系ごみ

- **廃棄物**
  - **産業廃棄物**：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた２０品目の廃棄物
    - **特別管理産業廃棄物**：産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
  - **一般廃棄物**
    - **事業系一般廃棄物**：事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの
    - **特別管理一般廃棄物**：一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
    - **家庭系一般廃棄物**：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

廃棄物・リサイクル関連法

環　境　基　本　法

循環型社会形成推進基本法

◎循環型社会の形成に関する基本原則を規定

資源有効利用促進法

法律名：資源の有効な利用の促進に関する法律

◎事業者による製品の回収、リサイクルの実施などリサイクル対策を強化し、製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制対策や回収した製品からの部品などの再使用対策などを規定

廃棄物処理法

法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

◎廃棄物処理に関する事項を規定
◎廃棄物の不適正処理対策（マニフェストシステム）
◎公共関与による安全、適正な施設整備の推進

容器包装リサイクル法

法律名：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

◎容器包装の分別収集及び再商品化を促進するための措置を規定

家電リサイクル法

法律名：特定家庭用機器再商品化法

◎家庭用テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの再商品化を促進するための措置を規定
◎収集料金、リサイクル費用は消費者負担

建設リサイクル法

法律名：建設工事に係る資材の再商品化等に関する法律

◎建設資材廃棄物の分別解体と再資源化等の義務化
（コンクリート、アスファルトコンクリート、木材、鉄筋コンクリート）
◎解体の事前届出、解体工事業の登録等

食品リサイクル法

法律名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

◎食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用の促進
◎一定量以上の排出事業所のリサイクル義務化

自動車リサイクル法

法律名：使用済み自動車の再資源化等に関する法律

◎使用済自動車に係る廃棄物の減量化と再資源化等の促進
◎製造業者等によるエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロンの回収を義務化

家畜排せつ物法

法律名：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

◎家畜糞尿の再生利用の促進

小型家電リサイクル法

法律名：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

◎使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を規定

グリーン購入法

法律名：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

◎国等による環境物品等の調達の推進
（環境物品等の調達の基本方針、調達方針、調達実績の公表等）

産業廃棄物とは…？

	種　類	対　象	具　体　例
①	燃え殻	全業種	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
②	汚泥	全業種	工場廃水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、建設汚泥など
③	廃油	全業種	鉱物性油及び動植物性油脂に係る廃油など
④	廃酸	全業種	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など、すべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	全業種	廃ソーダ液、金属石けん液など、すべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	全業種	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	紙くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、パルプ・紙・紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工業に係る紙くず及び板紙くずなど 〔全業種〕PCBが塗布され、または染み込んだもの
⑧	木くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず及びおがくずなど〔全業種〕貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む） 〔全業種〕PCBが塗布され、または染み込んだもの
⑨	繊維くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る木綿くずなど〔全業種〕PCBが塗布され、または染み込んだもの
⑩	動植物性残さ	特定業種	魚及び獣のあら、醗酵かすなど、食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
⑪	動物系固形不要物	特定業種	と畜場において、とさつまたは解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑫	ゴムくず	全業種	天然ゴムくず
⑬	金属くず	全業種	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
⑭	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	全業種	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
⑮	鉱さい	全業種	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、粉炭かすなど
⑯	がれき類	全業種	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートやアスファルト、レンガの破片、瓦くず、コンクリート等の混合物で分離できないものなど
⑰	動物のふん尿	特定業種	畜産農業から生ずる牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などのふん尿
⑱	動物の死体	特定業種	畜産農業から生ずる牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などの死体
⑲	ばいじん	特定業種	大気汚染防止法に規定する、ばい煙発生施設、ダイオキシン類対策措置法に規定する特定施設または産業廃棄物の焼却施設から発生するもので、集じん施設で集められたもの
⑳	その他		汚泥のコンクリート固形化、焼却灰の溶融固化など①～⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したもの輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）

事業者の責務

廃棄物の自己処理責任など、事業者の責務については、廃棄物処理法第３条で明確に定められています。
また、津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第７条では、次のとおり定めています。

⑴ 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

⑵ 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用、過剰包装の回避等により、廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

⑶ 事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量、その他その適正な処理に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

野外焼却・不法投棄の禁止

野外焼却の禁止

廃棄物処理法第１６条の２において、なんびとも一部の例外を除き廃棄物の野外焼却は禁止されています。
なお、例外は次のとおりです。

⑴ 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準または特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

⑵ 他の法令に基づく処分により行う廃棄物の焼却

⑶ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

例外として認められるこれらの焼却であっても、住宅密集地、農地、山林など地域の状況によって、周囲の環境保全上問題となる場合は、指導及び処分の対象となります。

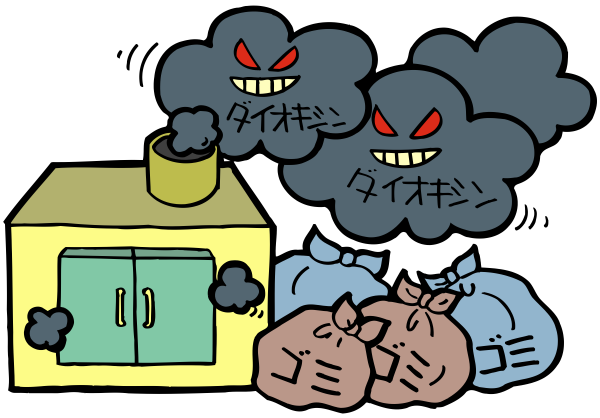

ダメ！ 不法投棄の禁止

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、法律により罰せられます。
なお、排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあります。

警告 不法処分等に対する罰則

【個人の場合】
- ５年以下の懲役若しくは１,０００万円以下の罰金、またはこれの併科

【法人などの場合】
- 行為者：５年以下の懲役若しくは１,０００万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法　人：３億円以下の罰金

注意

- 不法投棄または不法焼却の未遂や、それらを目的に廃棄物を収集運搬した者も罰せられます。

インフォメーション 不法投棄発見通報先

不法投棄110番

☎０８００－２００－２４３８（岡山県環境文化部循環型社会推進課）
または、☎０８６８－２３－１２４３（岡山県美作県民局地域政策部環境課）

事業所から出るごみの処理方法

１ 産業廃棄物の処理

事業者が産業廃棄物を処理する方法は次のとおりです。

(1) 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理（自家処理）する。
(2) 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその産業廃棄物を処理施設に搬入する。
(3) 産業廃棄物処理業の許可業者に、その産業廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。

- (3)の場合、処理を委託する際には、書面による処理委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。
- 産業廃棄物の処理及び許可業者などについては、岡山県美作県民局地域政策部環境課（☎０８６８－２３－１２４３）にお問い合わせください。

２ 事業系一般廃棄物の処理

事業者が一般廃棄物を処理する方法は次のとおりです。

⑴ 一般廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理（自家処理）する。

⑵ 一般廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその一般廃棄物を処理施設に搬入する。

⑶ 一般廃棄物処理業の許可業者に、その一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。

収集運搬を委託する場合「業許可業者一覧」(18ページ)に掲げる許可業者に収集運搬を委託してください。

事業系のごみと資源物の分け方・出し方

ご注意

＊ 事業系ごみは、津山市では収集しません。
＊ 店舗兼用住宅などで、店舗部分から排出されるごみは事業系ごみとなります。少量であっても家庭ごみの集積場所に出すことはできません。
＊ 資源物であっても町内会などが行っている集団回収に提供することはできません。
＊ 繊維くず、たたみくずなどの可燃ごみ以外の廃棄物は、市では処理できません。
＊ 廃棄物の処理を委託する場合、事業系一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業許可業者に、産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に委託しなければなりません。
＊ 資源物は、資源再生業者または収集運搬業者に相談し、リサイクルしてください。

燃やすしかないごみ

一般廃棄物

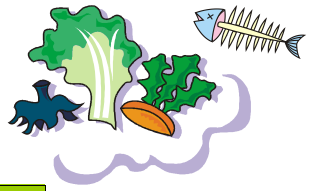

生ごみ

汚れた紙、リサイクルできない紙

リサイクルできない布、繊維類

木くず（建設業に係るものは除く）

その他

＊一般廃棄物収集運搬業許可業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理などを委託するか、自ら**津山圏域クリーンセンター**に搬入してください
＊紙おむつなどは汚物を取り除いてください
＊木くずは処理施設の能力の関係から、長さ５０cm以下、太さ１０cm以下に裁断してください
＊生ごみは水分をよく切って出してください
＊食品の卸・小売業者や飲食店、ホテルなどの食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき食品廃棄物の発生抑制、減量に努めるとともに、再生利用に努めてください

産業廃棄物

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

※食料品製造業（豆腐、飲料など）などから排出される厨芥類は、産業廃棄物です。
※工作物の新築、改築または除去に伴って建設業から排出される紙くずや木くずは産業廃棄物であり、津山圏域クリーンセンターでは処理しません。
※運搬用パレットや木材・木製品製造業、物品賃貸業などから排出される木くずは、産業廃棄物であり、津山圏域クリーンセンターでは処理しません。
※PCBが塗布されまたは染み込んだものは、産業廃棄物であり津山圏域クリーンセンターでは処理しません。

植木剪定材など

一般廃棄物

剪定した植木の枝や葉、草、落ち葉など

＊造園業者などに植木の剪定を依頼した場合は、造園業者などに引取りを依頼してください
＊一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら津山圏域クリーンセンターに搬入してください
＊草などは土を落とし、できるだけ乾燥させてください
＊木くずは長さ５０cm以下、太さ１０cm以下に裁断してください

リサイクル可能な紙類

一般廃棄物

段ボール、包装紙、ボール紙、紙パック、オフィスペーパー、新聞、雑誌など

＊古紙再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら古紙再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください
＊紙質などにより、有償で売却できる場合があります
＊シュレッダー紙や機密文書もリサイクルできますので古紙再生業者にご相談ください
＊リサイクル可能な古紙類は、焼却処分しないよう適切な分別排出にご協力ください

リサイクル可能な衣類・布類

一般廃棄物

産業廃棄物

廃プラスチック類など

衣類・布類
不要になった作業服、制服、デコレーションに使用した布、ハギレなど

＊天然繊維は一般廃棄物、合成繊維（廃プラスチック類など）は産業廃棄物です
＊洗濯し、古布再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物処理業許可業者に処理などを委託するか、自ら古布再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください

※繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）や建設業（工作物の新築、改築または除去に伴うもの）から排出される繊維くずは、産業廃棄物です。

燃やせないごみ

産業廃棄物	金属・ガラス・陶磁器くずなど		**金属類** 鍋、フライパン、やかんなど **陶磁器・ガラス** コップ、皿、茶碗など **小型電気製品** 掃除機、電話機など	＊産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ＊金物（古銅などを含む）については、金属再生業者に処理を委託することも可能ですし、材質によっては有償で売却できる場合もあります ＊津山圏域クリーンセンターには持込みできません

危険・有害ごみ

産業廃棄物	金属・ガラスなど		**蛍光管** **乾電池** **体温計** **スプレー缶** **刃物類**	＊産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ＊小型二次電池（充電式電池）については、製造事業者などによる回収・再資源化が行われていますので、製造メーカーや販売店などに問い合わせください ＊津山圏域クリーンセンターには持込みできません

廃プラスチック類

産業廃棄物	廃プラスチック類		**プラスチック製品** ビニール袋、弁当の容器、ビデオテープなど **合成ゴム製品**	＊産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ＊津山圏域クリーンセンターには持込みできません

ペットボトル

産業廃棄物	廃プラスチック類	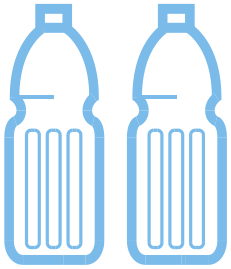	**ペットボトル** 飲料用・酒類・しょうゆ・みりんなどが入っていたボトル状の容器 PET ※このマークが目印	＊産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ＊自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください ＊材質などにより有償で売却できる場合があります

飲食用缶・びん

産業廃棄物	金属・ガラス・陶磁器くず	**飲食用缶** アルミやスチール製の飲食用空き缶 **飲食用びん** 飲食用の空きびん（リターナブルびん）、飲み薬のびんなど	＊再生業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください ＊自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください ＊材質などにより有償で売却できる場合があります

粗大ごみ

一般廃棄物		**大型の電化製品** **机、いす、ソファー、ロッカーなど** **（一斗缶以上の大きさで重量80kg程度までのもの）**	＊金属製のものは、再生業者または産業廃棄物処理許可業者に処理などを委託するか、自ら再生業者に搬入し、できるだけ資源化してください ＊リユースのほか、材質などにより有償で売却できる場合があります ＊その他のものは、材質により一般廃棄物収集運搬業許可業者または産業廃棄物処理許可業者に処理などを委託するか、自ら津山圏域クリーンセンターに搬入してください
産業廃棄物	金属くず・廃プラスチック類		

※テレビ（ブラウン管式含む）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫（以上、家電リサイクル法対象品目。家庭用を業務用として使用していたものも含みます。）、
パソコン、耐火金庫、農機具、便器、消火器、ガスボンベ、ピアノ、車の部品、タイヤなど、受入できないものがあります

ごみの分別に ご協力ください

家電リサイクル法対象品目

事業所で使用していた場合でも、家庭向きに製造されたテレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は、家電リサイクル法の対象になり、処分するときはリサイクル料金が必要になります。

購入店や買換え店に引取りを依頼する、または産業廃棄物の収集運搬業許可業者に委託するか自ら運搬し、指定引取場所に持込んでください。

リサイクル料金など詳しくは、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ（http://www.rkc.aeha.or.jp）で確認できます。

【市内指定引取場所】

日本通運㈱ 津山指定引取場所　津山市神戸466(西大寺運送構内）TEL32-8824

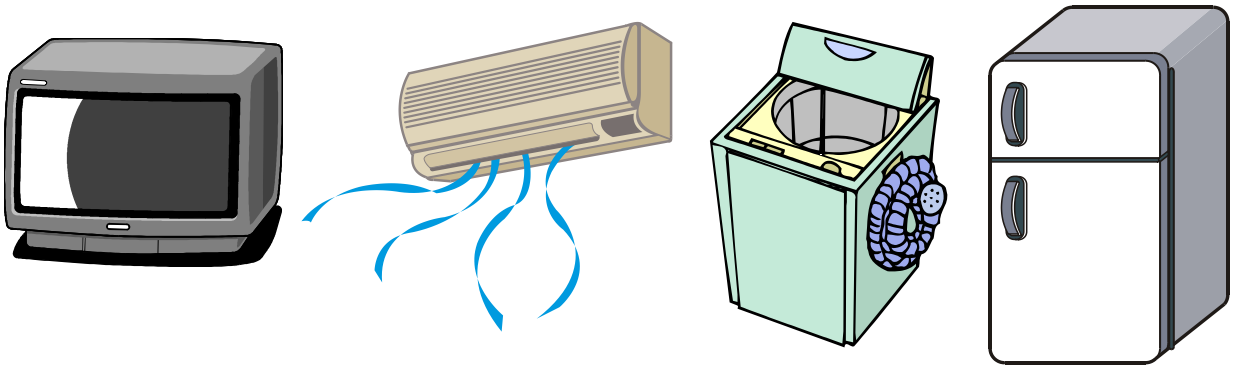

パソコンのリサイクル

資源有効利用促進法により、家庭や事業所から廃棄されるパソコンをリサイクルする制度が始まっています。

回収方法や料金は各メーカーで定められていますので、詳しくは各メーカーに問い合わせください。

詳しくは、パソコン３Ｒ推進協会のホームページ（http://www.pc3r.jp/）をご覧ください。

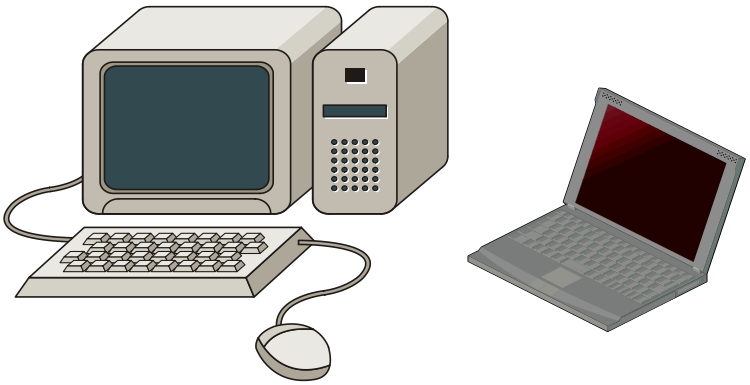

事業系については、「産業廃棄物」として処理することも可能ですが、限りある資源を有効利用するため、パソコンリサイクルにご協力をお願いします。

津山再生資源事業協同組合加入業者一覧

業　　者　　名	住　　所	電話番号
㈱江見リサイクル	津山市小田中1097	２４－５２８８
㈱カナシマ	津山市皿618-1	２８－０６２１
末沢商店	津山市川崎820	２２－３７７８
全本金属興業㈱　本社工場	津山市瓜生原204-1	２６－８０００
津山工業原料㈱	津山市草加部1170-22	２９－２３３３
㈱ＢＡＮ	苫田郡鏡野町沢田393	５４－７７８８
㈱ヒラタコーポレーション	津山市戸脇1112	５７－９５５０
明和製紙原料㈱　津山営業所	津山市河辺1062-1	２６－５７００

津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

業　　者　　名	住　　所	電話番号
㈲鶴山衛生センター	津山市小原52-1	２２－２３００
㈲クリーン衛生処理センター	津山市横山1207-6	３５－０５２３
㈲県北衛生センター	津山市横山1247-5	２２－７８５１
㈱岡北建設	津山市高野本郷2095	２６－１３８０
㈲中央廃棄物処理センター	津山市八出602-3	２４－５３５５
㈲津山清美社	津山市高野本郷1683-1	２６－４６６１
永野産業	津山市川崎1370-2	２６－１５２４
㈱廃棄物センター	津山市二宮870	２８－２０５１
㈱ハヤシ産業	津山市小田中1446-14	２２－４５５６
松本研正	津山市八出587	２２－７３６７

発行：平成２０年１０月
平成２１年　４月　第１改定
平成２４年　４月　第２改定
平成２８年　９月　第３改定

〒708-8501　岡山県津山市山北520番地
津山市環境福祉部 環境事業課
TEL (0868)22-8255　FAX (0868)32-2093
（３Ｒ推進係 TEL(0868)32-2203）